

市民文教委員会会議録

平成24年9月25日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 13:44

【 案 件 】

1. 議案第73号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例
3. 議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例
4. 議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例
5. 議案第79号 財産の取得(飯塚市文化会館大ホール諸幕)
6. 議案第80号 財産の取得の議決事項の変更(鹿毛馬神籠石)
7. 議案第82号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

【 報告事項 】

1. 内住産業廃棄物処理施設の調査状況について (環境整備課)
2. 東日本大震災及び北部九州豪雨における災害廃棄物の広域処理について (環境施設課)
3. 公用車による交通事故について (環境施設課)
4. 工事請負契約について (契約課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第73号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第73号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明いたします。

補正予算書の19ページをお願いいたします。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4143万円とするものでございます。

予算書の22ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。下の表の歳出でございしますが、1款 学校給食費、2項 施設整備費、1目 施設整備費、13節 委託料に目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業費として測量委託料11万5千円を計上するもので、同校の施設整備に係る測量委託費総額を給食調理施設に関する分を施設規模に基づき按分した額でございます。これは全体の1.4%にあたる金額でございます。

歳入につきましては、その財源として一般会計からの繰入金11万5千円を4款 繰入金、1項、1目、1節 一般会計繰入金に追加するものです。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第73号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長

「議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。認定こども園開設に伴い、庄内幼稚園及びかいた幼稚園の位置を変更するため、本案を提出するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。改正内容を新旧対照表にてご説明いたします。第2条の表中、「飯塚市綱分577番地1」を「飯塚市赤坂364番地」に、「飯塚市勢田776番地」を「飯塚市勢田1010番地1」に改めます。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行いたします。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

松本委員

この議案につきましては、私は認定こども園については将来はそのようになっていくのではなかろうかというふうな理解はしておるんですが、先日の一般質問、前の一般質問等々で、保護者等の説明会なり、不安なり、中身につきましても質疑をさせてもらいましたけれども、なかなか子どもたちのためというふうには、私は理解をいたしておりません。それで、もう少し時間をかけてやっていただきたいというのをお願いしておりますが、平成25年の4月からということで、着々と議案が提出をされておりますけれども、この議案についてはそういう理由をもって反対とさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第76号 飯塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。提案理由につきましては、認定こども園の開設に伴いその施設において給食が実施されることから、本条例に規定する学校給食センターが実施する給食の対象からかいた幼稚園の幼児及び教職員を除くため、条例の一部を改正するものです。

4ページの新旧対照表を使ってご説明いたします。第1条下線部分の「及び飯塚市立かいた幼稚園の幼児に対する給食」を削り、第2条中「、飯塚市立中学校の生徒及び飯塚市立かいた

幼稚園の幼児」を「及び飯塚市立中学校の生徒」に改め、第4条中「、飯塚市立かいた幼稚園」を削るものです。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するとするものでございます。また、附則の第2項において関連する飯塚市学校給食センター条例の一部を同様に改正するもので、同条例の第1条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改めるものです。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

松本委員

これにつきましても、先ほどと同じ理由をもって反対でございます。

委員長

ほかに討論はございませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第77号 飯塚市給食条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案可決すべきものと決定いたしました。

「議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例」を議題といたします。執行部に補足説明並びに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

市民活動推進課長

「議案第78号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例」について、補足説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。近年、空き家等が増加し不完全な管理のまま長年放置されることにより、老朽危険家屋になることで、周辺住民の生活環境を著しく損なっている現状がございます。そこで、このような状況を改善、防止し、生活環境の保全及び安全安心、防犯防災のまちづくりを推進することを目的に、所有者等の責務や調査、指導、助成制度等、空き家等の適正管理に関して必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

次に、条例の主な内容と考え方についてご説明いたします。

第1条では目的を定めております。

第2条の定義につきましては、この条例における用語の意義を定めたものでございます。

6ページをお願いいたします。第3条の所有者等の責務につきましては、空き家等及びその敷地について所有者等は常に適正な管理に努め、その管理を放棄してはならないことを定めております。

第4条の禁止行為につきましては何人であっても空き家等に侵入し破壊する行為や廃棄物等を投棄する行為ほか、老朽危険家屋になることを促進する行為はしてはならないことを定めております。

第5条の情報の提供につきましては、市民の方が管理を放棄されていると思われる空き家等及びその敷地を発見した場合、その情報を提供していただくことを定めております。

第6条の実態調査につきましては、第5条で情報提供をいただいた案件等について現地確認やその後の空き家等の所有者等の調査を行うことができることを定めております。

第7条の助言又は指導、第8条の勧告、第9条の命令につきましては、老朽危険家屋の所有

者等に対し必要な措置について、まずは助言又は指導を行い、なお老朽危険家屋が管理不全な状態にあるときは勧告、さらに勧告をした内容を履行しない場合は命令と段階的な指導を行うことができることを定めております。指導とはなすべきことを指示し相手方を一定の方向に導くもの、勧告とは相手方の処置に対し具体的な事項を指示し促すもの、命令とは期限を定め具体的な義務を課す処分であります。なお、助言につきましては、原則として口頭で行い、指導、勧告、命令につきましてはそれぞれ文書にて通知を行うこととしております。

7ページをお願いいたします。第10条の公表につきましては、第9条の命令を行ったにもかかわらず所有者等が正当な理由なく命令に従わない場合、所有者等の住所及び氏名、空き家等の所在地、命令の内容等を公表することができることを定めております。公表しようとするときは、所有者等に改善がなされない理由、意見を述べる機会を付与し、その内容を精査して公表の適否を判断いたします。なお公表につきましては、告示行為によって行うこととしております。

第11条の協力要請につきましては、空き家、老朽危険家屋に関連する犯罪、火災、青少年の非行や建築基準法の違反建築物等の問題に対し、必要に応じて警察署、消防署、福岡県などの環境長に対し協力を求めることができることを定めております。

第12条の助成につきましては、改善に向けた話し合いを行う中で、老朽危険家屋の解体、撤去を行う方に対して、別途要綱を策定して補助金を交付することを定めております。補助金の額は解体及び撤去に要した経費の2分の1以内で、50万円を上限としております。なお、補助金の交付にあたり、所有者等に市税の滞納がないことを要件としております。

第13条の緊急安全措置につきましては、空き家等の老朽化による倒壊その他の危険な状態が切迫し、その危険箇所が公有財産である土地又は建物に係っている場合においては、所有者等から同意を得て、必要最低限度の措置をとることができることと定めております。

次の8ページにかけて記載しておりますが、第14条の飯塚市空き家等審議会につきましては、今回の条例の適正な運用を図るために設置するものと定めております。審議会は第12条に規定しております助成及び第13条に規定しております緊急安全措置の内容を主に審議いただくこととしております。また、審議会の構成は弁護士、建築士、学識経験者、警察署職員、消防署職員等により、8人以内の委員で組織することを定めております。なお、審議会は年間2、3回程度の開催を想定しております。

以上が条例案に関する補足説明でございますが、お手元に本条例の補足資料として資料の1と2を配布しておりますので、若干の説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。資料の1につきましては、今回の条例が制定されたのち、条例施行規則及び補助金交付要綱を策定いたしますが、その内容の中から主だった点について抜粋したものでございます。条例に関する内容につきましては先ほどご説明をいたしましたので、資料1からは冒頭の「空き家」「老朽危険家屋」に関する相談について及び末尾の他市の事例についての2点を説明させていただきます。

空き家、老朽危険家屋に関する相談につきましては、当課に寄せられます市民相談の中で、空き家に関する相談件数は年間15から20件、そのうち老朽危険家屋に関する相談件数は10から20件程度でございます。

市内の空き家の件数につきましては、市が独自に全体調査を行ったことはございませんが、総務省が平成20年度に行いました住宅・土地統計調査によりますと、市内に10,540戸、16.5%の空き家があるとのことでございます。

市内の老朽危険家屋の件数につきましては、現在市内全域で54件を把握しております。ただし、この件数につきましては、事務職員が目視で判断した件数でございますので、国土交通省が示しております住宅地区改良法施行規則の基準に基づいた老朽危険度の判定を行ったものではございません。

本資料末尾の他市の事例でございます。平成24年7月1日現在で条例を施行している事例は、確認できているだけで全国で38自治体でございます。福岡県内におきましては、宗像市、糸島市、朝倉市、豊前市の4自治体が条例を制定しております。現在、本市以外にも「空き家等の適正管理に関する条例」を検討している自治体もあると聞いておりますが、現時点では、本条例が施行されますと福岡県内で5番目に制定されるということになります。

次に資料2をご覧ください。資料2につきましては、条例案の第12条助成で説明をいたしました補助金交付までの流れをフロー図としてまとめたものでございます。

この資料につきましては、横系列に左から相談者、所有者等、解体撤去業者、飯塚市という本条例に関係する項目をお示しております。

また、縦系列には上段に苦情相談・対応を、下段に補助金申請、工事、補助金受領までの流れという項目に分けてございます。

では、流れにつきましての説明をいたします。資料の右上、飯塚市の項目となりますが、市民から寄せられた苦情相談を受け付け、現地確認、所有者等調査を行い、判明した所有者等に対しまして、助言・指導、勧告、命令等を行う中で改善の検討をしていただきます。その中で、補助金交付を希望される所有者の方は事前に当課に相談していただき、当該家屋の調査を行った後、老朽危険家屋と判定されるものにつきましては、補助金の申請をしていただきます。申請書を受け付けた後は、内容を精査し、審議会にて緊急性、妥当性等を総合的に判断したうえで補助金交付の適否を決定いたします。補助金交付が決定された所有者等は、解体工事に着工し、工事完了後に事業完了報告書を提出していただきます。事業完了報告書の内容を精査し、補助金交付の確定をしました後、所有者等からの請求書を基に補助金を交付する流れとなっております。

次に、本会議における審査要望に対してご答弁をいたします。

まず、1点目の「第3条の1号から9号について助言、指導、勧告等の対象とすべきではないか」ということでございますが、空き家が老朽危険家屋になることで、周辺住民に与える危険度の度合いが高まることから、その影響を早く改善するために所有者等への指導等を明確化したものであります。第3条に規定している内容が適正になされていない案件につきましては、適宜関係課に情報提供を行い、それぞれの関連法令において所有者等に改善の依頼等を行うこととしております。

2点目の「緊急安全措置に係る費用は所有者に負担させることが必要ではないか」ということでございますが、緊急安全措置は公有財産である土地又は建物に係っている場合に行うこととしておりますので、その事案に応じて関係各課と、適宜調整をしたいと考えております。緊急安全措置につきましては、審議会のご意見をお聞きして対応したいと考えております。

3点目の「条例に代執行の規定を入れるべきではないか」ということでございますが、本条例は個人の財産権や所有権に密接に関するものでございますので、代執行は極めて難しいものであると考えております。

4点目の「助成をするにあたっての何らかの線引きを設けるべきではないか」ということにつきましては、本条例の策定過程において所得制限について十分検討を重ね、所得制限を設けることで老朽危険家屋の解決が進まないとの考えから、所得制限を設けないこととしております。

以上、飯塚市空き家等の適正管理に関する条例についての補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

鯉川委員

今回の条例議案につきまして、上程までのプロセスと内容につきまして若干不満があるため、質問させていただきます。まず、8月31日の西日本新聞に載っていましたが「上限50万円と

して解体費用の半額を市が負担する補助金制度を盛り込んだ」とありましたが、この条例案には載っておりませんし、先ほどの説明では要綱に載っているとされましたが、本日のこの補足資料をいただくまで私どもは目にしておりませんでした。我々はいつもこういう大事な案件につきましては、新聞によって情報を得ているような状況でございます。この条例議案が上程されて、検討するのに、せめて市民文教委員ぐらいは条例施行規則の内容等も熟知しておく必要があったと思いますし、これだけ多くの議員さん方が待ち望んでおられた条例を審議するのに、資料は何もないし、6月議会の江口議員の一般質問の中でも「パブリックコメントの手続きをきちんとやっていただきたい。」という要望もありましたが、その答弁として「できるだけ早く条例を制定したい。従ってパブリックコメントの手続きはやらない。」と答えてありました。全く本末転倒だと私は思います。百歩譲ってそれを了解したとしても、我々市民の付託を受けた委員にさえ何のコンセンサスもとられずに、自分たちだけで作成し、内容はどうであれ、それを認めると言われているようでございます。あまりにも乱暴だと思っております。我々は議運のときにいただいた議案書ではじめて条例案を目にしたわけでございます。これまで同僚議員も3月の代表質問、6月の一般質問などでこの条例のことは取り上げてこられたと思います。そういったことも鑑みても、少しは議会とのコンセンサスを図られても良かったんじゃないかなと思います。過去のさまざまな条例制定時には時間をかけて勉強会や懇談会もやりましたし、我々もこの条例に関して、ここはこうしてほしいとか、この項目はぜひとも入れてもらいたいとかあるわけです。しかしながら、この条例案に関しましては来年4月から施行したいと、執行部としては良いできればと思っているから、委員さんたちは上程された議案には黙って賛成すりゃいいとたいというふうに私は感じるんですけども、そこら辺の見解をお伺いいたします。

市民環境部長

上程に至るまでのご指摘の件につきましては、真摯に受けとめ、また配慮に欠けた点につきましては、素直に反省し、今後の糧とさせていただきます。これまでの代表質問、一般質問等におきましてご指摘いただいた件につきましては、十分に検討のうえ上程させていただいております。現に老朽危険家屋が市内に点在し、市民生活を脅かし続けている現状を少しでも早く改善できる実効性のある条例として提案させていただきました。ご審議の程よろしくお願いたします。

鯉川委員

いま十分に検討のうえということを言われましたけども、十分に検討というのはあなたたちだけの検討であって、パブリックコメントにて住民の意見を聞くとか、また我々の意見も聞いていただければ、3人寄れば文殊の知恵と言いますか、もしやられていたとしても、9月上程にはゆっくり間に合ったと私は思います。より良い条例ができあがったんじゃないかと思っておりますけども、次に行かせていただきます。

飯塚市には、老朽危険家屋が54棟あるとのことですが、昨年度1年間に寄せられた老朽危険家屋への苦情というのは何件ぐらいあったのでしょうか。昨年だけで結構です。

市民活動推進課長

昨年23年度の老朽危険家屋に関する相談件数は6件でございます。

鯉川委員

それでは空き地への雑草や樹木の繁茂に対する苦情というのは、昨年度1年間で何件ぐらいありましたでしょうか。

市民活動推進課長

昨年23年度の雑草、樹木の繁茂に関する相談は53件でございます。

鯉川委員

今の数字を聞いてもわかりますように、空き地での雑草や樹木の繁茂に対する苦情というの

も本当に多いわけでございます。江口議員の一般質問の中で、「ぜひとも空き地を含めた条例を作っていただきたい」とありましたが、その答弁として「周辺環境への影響を考えた場合、空き家や老朽家屋に関する問題が喫緊の課題であるから、空き家等の条例をまずもってやりたい。空き地の適正管理につきましては、何らかのルールが必要であるとの観点から関係各課と条例化の検討を進めているところでございます。」と言われております。これは6月議会のことですが、このとき空き家条例も検討されており、同じく空き地条例も検討を進めているとのことでしたが、そうであれば、何で空き地、空き家の条例を一緒にやられないのか、何の問題があるのか、何でわざわざ別にするのか、時期をずらすのか、そして何らかのルールと言われるんですけども、これが何なのか、以上3点のご答弁をお願いいたします。

市民活動推進課長

3点のご質問がございましたので、1点ずつお答えいたします。1点目の条例を分けた理由でございますが、これまで関係各課と十分に検討する中で、周辺環境への影響を考えた場合、空き家や老朽危険家屋に関する問題が喫緊の課題であるとのことから、空き家等の条例化に向けた検討をまずもって取り組んできたところでございます。したがって、いわゆる迷惑行為を防止する条例とは別に検討し、今回の上程に至った次第でございます。その中で2点目の、時期がずれた理由につきましては、当初から時期をずらす前提として検討していたわけではございません。迷惑行為の防止につきましては、どのような迷惑行為を盛り込むのか、どのような規制を行うことができるのか等の課題が山積しており、現在も関係課で検討をしているところでございます。したがって、3点目の何らかのルール、これにつきましては、6月議会の一般質問での答弁で、「空き地の適正管理につきましては、さまざまな迷惑行為と併せて何らかのルールが必要である。」と答弁しておりますが、この何らかのルールにつきましては、条例化を目指しているところでございます。

鯉川委員

時期をずらす前提として検討していたわけじゃないと言われるんですけども、空き地を含むさまざまな迷惑行為についても検討してあると言われましたけれども、スピーディーにやれば一緒にできたと思うんですよ。あなた方も空き地、空き家と一緒にしたほうがより良いと考えてられていると、私は思っております。空き家をつぶしたら、当然、空き地になるわけですよ。他の多くの自治体では空き地、空き家と一緒にして「空き地及び空き家等環境保全に関する条例」として作ってあるところも結構あるわけです。一般に言われているごみ屋敷の問題も、この条例じゃ多分だめだと思いますし、私はある程度のことは網羅できるように「空き地及び空き家等環境保全に関する条例」として1つにまとめるほうが絶対に良かったと思うし、市民の方もこれはどの条例だと迷わずに済むし、わかりやすいと思います。

それでは中身に入っていきますが、この条例案の提案理由の中で「近年、空き家等が増加し、不完全な管理のまま長年放置されることにより、老朽危険家屋になる」とありますが、このように空き家を放置される1番の原因は何だとお考えですか。

市民活動推進課長

空き家が放置され、老朽危険家屋になる問題は、社会的、全国的な問題となっております。その中で空き家が放置される原因はさまざまな要因が複合的に絡んでおりますが、これまで対応した相談の中では、経済的事情により改善できないという原因が最も多かった理由でございます。

鯉川委員

おっしゃいますとおり、所有者の高齢化や遠隔地への移住、または経済的事情などの理由、さまざまあると思いますけども、私は税制度、つまり住宅用地に対する課税標準の特例が1番大きな原因じゃないのかなと思っております。現状では空き家であっても住宅用地に家が建っているというだけで特例措置が適用され、古くなって危険だからと取り壊してしまうと、まず

解体費用がかかり、その後いままでの6倍、6倍もの固定資産税がかかってくる。要するに何も扱わなければ解体費用も要らないし、税金も6分の1で済むわけでございます。普通、解体などしたくないと、私だったら思います。空き家をこれ以上増やさないようにするためには、この税制度を何とかしないとどうしようもないと思うのですが、見解をお尋ねします。それからこの条例案を考えられる時に、まず空き家を減らすという観点から、固定資産税課とこのような打ち合わせはされましたでしょうか。以上2点お尋ねします。

市民活動推進課長

委員ご指摘のとおり、空き家を解体し更地になると固定資産税の減額がなくなることから、税制の問題は空き家が増加している大きな要因であると十分認識しております。課税課にも確認をいたしました。対応が難しいとの見解でございました。この点に関しましては、現在、国土交通省が空き家対策に関するワーキンググループを全国で開催しております。その中でも大きな問題として取り上げられております。今後もワーキンググループでの検討の推移を注視し対応してまいりたいと思います。

鯉川委員

対応が難しいとの見解と言われますけれども、この特例というのはあくまでも住宅に風呂があり、台所があり、人が住める状態のときの減免措置なんですよ。しかしながら、現実にはぼろぼろで朽ち果てたようなところでも減免されているわけですよ。ですから、実際に人が住めるようなところじゃないところは、本来、特例を外すべきなんではと思うのですが、要件を満たして初めて特例として認められる訳です。だから要件が満たされなくなった場合は、特例を外すというのが当たり前じゃないのかなと思います。それをやられていないというのが現状だと。今のところはそれが現状でしょう。生保だってケースワーカーの方が収入の調査をやり、受給要件を満たさなくなれば当然支給を切るわけですよ。同じことだと私は思っております。固定資産税収入減にもつながっていると思いますし、これは所管が違うのでこれ以上は申しませんが、私はそう思っております。何らかの形で税制についての対策もやらないことには、空き家というのは減っていかないと思いますけども、今後、税のほうともぜひ打ち合わせをしていただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

市民活動推進課長

繰り返しの答弁ではございますが、税制度の問題につきましては、空き家問題の解決に向けた大きな課題であると認識しておりますので、今後も課税課との情報交換を密にしながら、国への要望等を十分に図ってまいりたいと思っております。

鯉川委員

それから、空き家を減らすという観点から、よその自治体では空き家条例の中に「空き家バンク制度」というのを取り入れ、需要側と供給側の橋渡しをして空き家を有効活用し、老朽危険家屋になるのを防ぐような取り組みをなされている自治体もありますが、そのようなことは検討されたことがありますでしょうか。

市民活動推進課長

本条例の策定過程におきましては、空き家バンク制度に関しましては検討しておりません。

鯉川委員

では次に、第2条の(3)所有者等の意義として「空き家等を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。」とありますが、仮に所有者と管理者が別な状態にあった場合には、どちらが措置命令の対象となるのでしょうか。

市民活動推進課長

所有者と管理者が異なっていれば、第一義として所有者に連絡することとしております。

鯉川委員

では次に、5条のところで「速やかに市長にその情報を提供するものとする。」とあります

が、提供するためにはまずこの条例の存在を知らしめる必要性があるかと思いますが、6月議会での答弁の中では、「市民への周知の方法としてホームページ等で条例の内容等を周知する。」と答えてありますが、この「等」とは何でしょうか。

市民活動推進課長

ホームページ等の「等」につきましては、市報への掲載や自治会への説明などできる範囲での周知をすることと予定しております。

鯉川委員

市民の方で飯塚市のホームページを見たことがある人というのは、まだまだ少ないようでございます。インターネット環境が整ってない、そういった方々のためにも市報や自治会への説明などこまめに周知方よろしく願いいたします。

次に、第6条のところで「必要な事項の調査を行うことができる。」とありますが、この実態調査というのは敷地内に入ることまでを含めているのかどうか、お伺いいたします。

市民活動推進課長

基本的には敷地内に入らず、外観の目視によりまして家屋の状態を調査することを想定しております。

鯉川委員

基本的にはということであれば、例外もあり得るということですよ。

続きまして、8条のところで「必要な措置を講ずるよう」とありますが、これは所有者に代わって危険な状態を排除する行政代執行も想定されているのでしょうか。

市民活動推進課長

行政代執行につきましては、想定しておりません。

鯉川委員

他自治体の条例には、命令に従わない、そしたら代執行、そして所有者に費用請求という行政代執行を明文化されているところもたくさんあるようですが、そのような検討はなされたのでしょうか。江口議員の質問の中でも、「当然のことながら行政代執行も含めた中でやられると思うが」と強く言っておられましたし、私も代執行は入れるべきだと思いますけれども、見解をお尋ねいたします。

市民活動推進課長

代執行につきましては、条例の策定段階におきまして十分に検討しております。しかし、一般質問で答弁いたしました、本条例は個人の財産権や所有権に関するものでございますので、代執行は極めて難しいものと考えております。本条例はそのような強制的な対応を取らざるを得ない状況になる前に、所有者等に段階的な指導を行い、改善を促しながら解決に向けた折衝を進めていくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

鯉川委員

理解をお願いしますとのことですが、大仙市では実際に行政代執行をやられましたよね。施行はしてはいないけども代執行を条例の中に取り入れている自治体はたくさんあるわけでございます。また、あなた方は「強制的な対応を取らざるを得ない状況になる前に」と言われておりますけれども、それならば何で空き家バンク制度さえも検討されなかったのか、私は理解に苦しみます。

次に行かせていただきます。10条の公表についてでございますが、個人情報保護条例との整合性についての見解を教えてくださいませんか。

市民活動推進課長

飯塚市個人情報保護条例の第34条において、「他の法令又は条例等に規定がある場合は、その定めるところによるものとする。」と規定されており、個人情報保護条例に抵触するものではございません。

鯉川委員

次に行かせていただきます。この条例案を検討されるにあたり、庁内のさまざまな関係各課と打ち合わせを頻繁に行われたことと思いますけども、庁外では防犯等なら警察、火災予防上のことでは消防本部予防課との打ち合わせが不可欠だったと思いますが、その検討経過と頻度を教えていただけますでしょうか。

市民活動推進課長

老朽危険家屋があります現場での対応といたしましては、これまで警察署や交番、福岡県建築指導課と連携をとり、所有者等の把握、危険な状況の回避、防犯対策の協議などを行ってまいりました。今回、本条例について議決をいただきましたら、警察署、消防署、福岡県等関連する官公署に正式に協力の要請をしてみたいと思います。

鯉川委員

私は全く逆だと思うんです。要するに今までの現場での対応では何度か協議をやったが、条例制定についてはまだやってないとのことですよ。こうやって条例に固有名詞を載せたり、先ほども説明のときに言われました「必要に応じて、警察署、消防署、福岡県等の官公署に対し協力を求めることができる」とまでうたってあれば、当然のごとく、このたび飯塚市でこのような条例を作成しますからという事前の打ち合わせというのは必要だったと私は思います。正直言って信じられません。

次に、13条の緊急安全措置についてでございますが、本当に生命にかかわるような危険な状態が切迫したときでも、13条の2の所有者等の同意を得るとか、13条の3の審議会の意見を聞かなければならないとかありますが、同意を得るまで何もできないということでしょうか。

市民活動推進課長

委員ご指摘のような案件であっても、緊急安全措置を行うには所有者の同意及び審議会の意見を聞くこととしております。本市としましては、そのような状態にならないよう早急な解決に向けた折衝を重ねてまいりたいと考えております。

鯉川委員

他市の条例の中には、空き家の状況に応じて緊急を要する場合には、消防、警察、その他の関係機関と連携をしながら、緊急対応を行うことができるとされているところもあり、このくらいやらないと緊急安全措置にはならないかなと思いますけども、見解を求めます。

市民活動推進課長

緊急安全措置の考え方は、老朽危険家屋の危険箇所が公有財産に係っている場合について、必要最低限の措置を行うものでございます。状況に応じて警察署、消防署との連携も含めまして対応してまいりたいと思っております。

鯉川委員

色々質問させていただきましたが、私としても条例ができるということは非常にありがたいことです。繰り返しになりますが、行政代執行が入らないまでも、せめて空き地とその他環境を含む「空き地及び空き家等環境保全に関する条例」としていただきたいかという想いは残ります。いま現在も残りの課題については検討をされているとのことでございますけれども、別々の条例となるのか、1つにまとめられるのか、そこら辺はわかりませんが、早急に対応していただくことをお願いして、私の質問は終わります。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

梶原委員

今ですね、鯉川委員からいろいろ質問がございました。話を聞くとですね、この条例が例えば通ったとしますね。その中で今回飯塚市の中でも54棟の危険家屋があるということ

ですが、この条例に当てはめてですね、これが通ったあとにどのくらいの危険家屋が、この条例に基づいて危険家屋の件数が減らされるのかと、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

市民活動推進課長

本条例に関しましては、補助金のほうも載せておりまして、この補助金の中では15件ほどが利用されると考えております。さらにこの条例によりまして、正確な数字はですね、どのように改善されるかわかりませんが、他の先進地の事例によりまして、このような抑止力のある条例が出た場合、改善が増えているというふう聞いております。

梶原委員

そういう答弁があってもですね、今の話のやりとりの中で、いろんな条件がまたそこに入っていくわけではないですか。その条例が入った中で、先ほども鯉川委員のほうからも他の文言も含めて、条例を早期に制定するべきではなからうかと思いますが、先ほども所有者の問題とか代執行とかいうことがあっていましたからね、そうすると別の条例としてですね、迷惑防止条例とか、そういったものを当てはめながらやらなくてはいかんのだろうと思うんですよ。そういう面ではもう少しこの内容について精査しながら、やはりしっかりこう誰が見てもね、対応がそうだなというような形の中で進められるべきものではなからうかと思いますが、そうでないとせっかくしっかり審査されてつくられたものでも、これはちょっと、これはちょっとというような形では、今後執行部のほうも対応に困るのではなからうかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

市民活動推進課長

他市の先進地事例等も十分に参考にしまして、いろんな検討を進めたわけでございますが、例えば先ほど申し上げさせてもらいましたように、財産権の問題とかございまして、いろんな課題があります。ただし、この条例をつくることによりまして、老朽危険家屋になるような抑止力は十分にあると思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

梶原委員

そういう答弁はわかるんですが、もう目の前に危ないというのがあるわけでしょう。そこに対して、確かに壊すまでには時間もかかるかと思いますが、それなりの危険箇所に対して何らかの措置をしておかないと、実際に被害が出てからでは遅いんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺を十分考えていただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

八児委員

すいません、本当に大変なことというか、大事なことでございますので、具体的にちょっとお聞かせ願いたいんですけども、所有者の方がはっきりわかるとか、一所懸命探していただけるんでしょうけれども、いないという形になったときはどのようになりますか、お聞かせください。

市民活動推進課長

苦情を受けまして実態調査を行う中で、所有者が不明である場合は連絡がとれません。したがって、この条例では解決できません。こういう条例は全国的にもありますけれども、難しいところの問題でございます。

八児委員

そこが一番問題じゃないでしょうかね。私、よく相談を受けるので、確かにですね、財産権の問題が絡んできて法律上の大きな問題点がここには絡んで横たわっていると思います。こういうのはですね、やっぱり全国的に問題視されて本当に苦労されていると思います。そういうことで危険だったときにどうするかと、困って通られなくしておけばいいと、そしたら通行止めとかをしたら近隣の人に大変な迷惑をかけるというか、通行止めになって通られない人も出

てくるという形になってくる場合もあるかもしれません。そういうことで、やはりそこら辺まで具体的に何らかの解決策をしっかりと考えていただかなくてはいけないんじゃないんですかね。我々、柱一本も触ってはいけないという話は十分しておるわけで、具体的にわかるんですけども、こういうことですね、具体的にある程度の市民の皆さん方に対しての意識改革とかそういう形の中で少しでも減らしていくということが大事なことは思っておりますけれども、根本的に今ほったらかしという状況がどういう形で行われているのかはなかなか我々にわからないんですけれども、しっかりですね、やはり市民の皆さんが市民ではなかなか解決できないとかいう形もたくさん残っておるんじゃないかと思しますので、指摘と言ったらいいかんですけれども、しっかりそこら辺まで今後ですね、詰めていっていただきたい。そのように思いますので、どうかよろしくお願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松本委員

いま言われた部分がね、1番根源の最たるものなんですよ。それについては手が出せないというふうなことでいいですかね、どうなんでしょう。

市民活動推進課長

所有者等が不明の場合は、まずは実態調査、近所の聞き取り等をして、もしそのような別に管理者等がおられましたら、十分にその辺を精査しまして対応してまいりたいと考えております。

松本委員

ぜひね、それが一番だろうと思うんですよ。なかなかね、所有者がちゃんとわかっていて、勧告したり通知をしたりして、そうですねって言っていただくのはね、ありがたいと言ったらおかしいですが、理解をしていただくわけですから、ただどこに誰がどうなっているのかわからん、それで手がつけられんというのが今まで飯塚市でもあった事例で、それがどんどんどんどんやっぱり悪くなる訳ですから、そういうふうなことについて手が付けられない。そうすると、この今あなた方が示されている条例で、飯塚にそういうわからないところがあるとすれば、手が付かんということですよ。どうなんでしょうか。

環境整備課長

まず、現在の空き地等におきます苦情につきまして環境整備課のほうで対応をさせていただいておりますので、その分でお答えをさせていただきたいと思っております。現在の状況でも、いま質問委員言われますように、私も聞き取り調査をいろいろやりまして、所有者を調べまして遠方の方には文書なり、また電話なり連絡をさせていただいて対応させていただいておりますが、実際、所有者が全く不明、例えば親の代でもう親御さんが亡くなっているとかいう場合には所有者が特定できませんので、そういったものにつきましては、いま現在私どもとしては空き地でいえば個人地、はみ出ればそのはみ出た部分を切るとかですね、いろいろな対応をさせていただくことは可能なんですけど、その敷地内におきましては対応の手段としてはできないというのが現状であります。

松本委員

できないということは、解決ができないということですよ。そうするとね、そういう事例のほうの中身的には多いんじゃないですか。いま何件という部分を持っていらっしゃるようですがね。50何件あって10何件に適用するというようなことですが、それについては所有者がわかっているから適用が可能なんだろうけれども、そういったときに対しての代執行というのがね、紋所ではないですけどもね、最終の手段として、必要性が、そういうところの使う使わないは、使わなくてもいいんですよ。使わなくてもいいんですけども、代執行するよというその最終のね、この紋所が目に入らんかということですよ。それがなくてね、あなた方は

今できないと言われよるわけですから。そうすると事例に対しても、飯塚市にある部分に対しても手が付けられん。そうすると最終の紋所を持っておけばですよ、それにやることができる、まあ私の考えですよ。そう思っているんですが、その辺はどうですか。

市民活動推進課長

行政代執行におきましては段階がありまして、所有者へ命令を出さなくてははいけません。所有者不明の場合はその行為ができないということで、代執行法ではできないというふうになっております。

松本委員

所有者がわからないところについては、どうするんですか。最終的に代執行も駄目だ、何も示すことができないといったら、あたられんということですか。それをあたるために、それを何らかの解決を見るためではないんですか、これは。

市民活動推進課長

そのような案件について非常に困難でございまして、研究させていただいたんですけれども、このような場合は裁判所等に申し入れまして財産管理人を決定してするという事になっておりまして、あくまでもこのような場合につきましては、民民の関係になりまして民事不介入という原則から、これはなかなかできないものと考えております。

松本委員

そうすると解決を見ないということですよ。ですね。ですね。ですよ。はい、もうそのように判断しました。

市民活動推進課長

この条例は制定することです、これまで改善のお願いしか対応できなかったものにつきまして所有者等に明確な根拠をもって指導することができずに、空き家等の老朽化が進む現状もありました。明確な根拠に基づく指導を行うことができますように、1件でも多くの空き家、老朽危険家屋の問題を少しでも早く改善することができるように、今回の上程ということに至った次第でございます。

松本委員

次に行きます。今回50万円を補助するということですが、これについては市税の滞納がない方については50万円を補助しますよということですが、飯塚市のいろんな高齢者住宅の介助だとかですね、いろんなことを見ても、やっぱり税金についてどうなのかと、課税についてどうなのかということがうたわれていますが、これについてはもう市民税を滞納してなければ、どなたでも受けられるというふうな判断でよろしいですか。

市民活動推進課長

委員のご指摘のとおり、市税において滞納がなければ申請条件として可能ということですよ。

松本委員

そうしますとね、飯塚市の他の条例から見るとね、滞納してなきゃいいですよと言われてるんだと思うんですが、その辺はそのとおりですかね。所得制限とか一切ありませんよと、その判断でよろしいですか。

市民活動推進課長

全国的にもですね、所得制限を設けているところは非常に少なくございまして、なかなかその根拠ができないということでございます。本市としましては1件でも解決するように、そのように考えております。

松本委員

次に緊急安全措置について、この費用というのはどうなるんでしょうか。市のほうが負担をするという考えでしょうか。

市民活動推進課長

緊急安全措置につきましては、どのような物件につきましてもするということではございませんで、十分な折衝を重ねる中、どうしても経済的に困難な方、改善の支障があるという方について行うものでございまして、これは委員がご承知のとおり、西町のほうの件を想定しております。このような件が出てきたときに早急に解決ができるように考えております。

松本委員

だから費用とすれば、市が負担をすると、持つという判断でいいんですかとお尋ねしています。

市民活動推進課長

原則としてそのように考えております。

松本委員

負担するわけですね。

市民活動推進課長

失礼しました。解体ということではございません。例えば道路に係っている部分を緊急避難措置にするということでございますので、全部の解体というわけではございません。公用財産に関わるところを安全にするためというところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

岡部委員

この提案理由の中に「周辺住民の生活環境を著しく損なっている。」というふうな形で、書き出してあるわけですよ。こういうふうな条例をつくって1歩前に踏み出すということは非常にいいことではないかなと。これが大事なことだし、他市の例を見てもですね、いかにこれを上手に使うかに今度はおかかっているなど。ただ、いろいろ言われてる中で、1つだけ思うのはその我々の生活を著しく損なわせているものはこれだけかと、逆にね。頭の中に浮かぶだけで、例えばごみ屋敷の問題とか、土地の不法占拠の問題とか、あるいは市住の不法改造の問題とか、あるいはそのまんま置き去りの荷物の問題とかいろいろあるわけですよ。とするならば、私とすればその迷惑防止のための条例というものをまず1つ柱をつくっていただいて、その中の1つとして空き家対策もある。その中の1つでこれもあるというふうな形の中でつくっていかないと、あなた方は空き家対策の条例を1つつくって、この後住民からあるいは議会から、委員会の中から、ごみ屋敷の問題といたら今度またその条例をつくってやるというふうな考えを持っているんですか。ちょっとその最初の基本の部分だけお尋ねしたいんですけどね。

市民活動推進課長

この条例を策定するにあたりまして、委員がおっしゃいましたように、ごみ屋敷とかそのような迷惑行為も含めて、まずは1つにまとめた条例にしようというふうに考えておりました。そんな中で非常にですね、全体でつくるには、網羅するには非常に時間がかかると、そういう中で空き家に関する、老朽危険家屋に関することにつきましては、1日、1日老朽化が進んでその危険性が高まっていくという現状がありました。ごみ屋敷、庭木の繁茂については人が住んでいる家屋でも起こりえる問題でございます。空き家、空き地に限った問題ではなく、別に整理するほうが市民にとってもわかりやすい形になると判断して、空き家及び老朽危険家屋に特化した条例を早急に制定することを結論とさせていただきました。

岡部委員

先ほど代執行の話がちょっと出てましたよね。あなたたちの意見を聞いていると条例まで踏み込んでつくられるということは非常に賛成なんです。ただ、あなた方がその効果効率の問題を考えると、そこまでは及ばないというように先ほど水戸のご老公の印籠が出せないような状況を、あなたたちが考えたときに、いやここまではやらない。そんなことをずっとやっていいたら、その延長線の中にはごみ屋敷の問題なんかもこう入ってきて、人の家の中まで踏

み込んでこのごみ屋敷まではやらないと、そんなことをしてずっとこれを外していくと、本当に実効性のある条例というのが、私はできないんじゃないかと。副市長、何年か前に飯塚市景観条例というのをつくりましたよね。あの景観条例に抵触して、例えば景観を損なうから改造しなさいとか、いろんな形の実例がありますか。何か他市がつくっているからうちもつくらないかのじゃなからうかというような考え方の中で、やっているから本当の実効性のあるものってというのは、だんだんできにくくなるような。本当はいま課長さんが言われたような条例ができると有無を言わず、期限を切って中に踏み込んで叩き出すぐらいの気持ちでやっていかなきゃいけない。そういったものを全部を外していきよったら、ごみ屋敷なんかとてもじゃないけれど手が付けられないというような状況の中で、はじめから外していく。これだと本当の意味の住民生活を著しく損なっているものに対しては、市役所が公権力を発揮して、きちっとやりますよということに結びつかんのではないかなという気がするんですけど、いかがですか。

市民環境部長

まさに質問者言われますとおりだと考えております。その中でいろいろと検討を重ねてまいりました。先ほどからも所有者の特定ができなければ何も事が進まないじゃないか、その他いろいろご意見をいただいたわけでございます。それからごみ屋敷の問題とかもご指摘されております。また、いろんな苦情の中では、犬猫そういった糞の公害だとか、そういった問題もいろいろ市民の方々からどうかしてくださいというご意見もいろいろとお伺いしております。そういう中で、現状としましては、そういった苦情と言いますか、そういった心配事と言いますか、それに対しましてはそれぞれが関係するところの所管の課がそれなりにいま対応いたしております。緊急のこの家屋につきましても、すぐ所有者等を特定する前に現場に行く。犬猫の問題でもそうでございます。そういった中で、今はよりどころとなる条例等がございません。今までの対応の中では、ほとんどがお願いしますと、皆さんが困っておりますのでお願いしますという状況の中で、市としては進めてまいりました。そういう中でも確かに改善に向けていろいろ取り組んでいただいた場合もございます。その地域を挙げてこの問題を片付けていただいたこともございます。それを例えば先ほどからご答弁なり、ご質問がある中で迷惑条例というようなことも出てきておりますけれども、その条例に委ねるとした場合にでも、民事の問題、いろんな問題が関わってまいります。そういった中で、いろいろ検討した中で、今回につきましてはこの周辺住民の方々の生命とまではいきませんが、本当に現状を見た中では、本当にけがをするよねと、すぐにもけがをするよねという状況がそこにごございましたので、今回のこの老朽危険家屋ということに絞ってご提案させていただいたということでございます。

岡部委員

部長の答弁を聞きよりますとね、僕だけが感じるのかもしれないけれど、ないよりはあったほうがましというような感覚でしか聞こえないわけですよ。この条例ができたからここに踏み込むんだっていうね、本来の持っている条例の意味というのが伝わってこない。このところはですね、もう少しせっかくこの条例の制定まで踏み込んでやろうと言われてるわけですからね、先ほど私が言った、何点が言いましたような包括した中で、迷惑防止条例として本来の実効性のあるものとして取り組むべきじゃないかなと、これは私の意見ですけど言っておきます。答弁は要りません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

松本委員

きょうフロー図を出してもらっていますよね。飯塚市が苦情受け付けをしてからこの流れになるわけですが、大体どれくらいの日数と言いますか、想定してあるんでしょうか。

市民活動推進課長

相談を受けまして、それから所有者が申請をしたいというふうなところから考えますと、1カ月ぐらいかかるのではないかと考えております。それで完成しましたら、解体工事につきましてはさまざまであると思えますけれども、事業の報告を受けまして30日以内に補助金の交付をすることとしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

古本委員

先ほどから鯉川委員さんの質疑、それから皆さん方の質疑、ご意見をお聞きしながら執行部の答弁を拝聴してまいりましたけれども、質疑、答弁に対して、何かお互いに一方通行ですね、せっかくの条例を制定しようと、今からしようとする部分におきまして、気持ちが伝わらない。先ほどから言われます印籠とかそういう部分において魂が入ってないような、なんか中身が抜けたような部分を感じます。というのは、先ほどからの西町の空き家、これのために費用がないから急いで助成のための、費用負担のための条例制定のようなふうに一方的に聞こえる。本当に市民生活に密着した大事な部分のこの条例でありますので、代執行も含めてもう少し時間をいただき、そしてその中で細かく空き家だけでなくいろんなところに条例がですよ、広範囲に使えるようにしていただきたいなとそういうふうな感じで聞いておりました。それで空き家だけでなく、言いますように、ここの条例3条の1項に「樹木や雑草等が繁茂すること」と、それから13条の2行目に「当該箇所が公有財産である土地又は建物に係っている」とか、こういう文言もありますからですね、もうちょっと広げていただいでですよ、通常こういう迷惑な部分が市道とかいろんなところに係って迷惑を被っている人たちがかなりの苦情を行政に年間通じて上げてきてあると思えます。それで私が言いたいのはですね、意見の一方通行の中で無理やり急ぐ意味合いがよくわからないんですよね。答弁は要りません。

委員長にお取り計らいをお願いいたします。できますれば、議事進行の意味合いもありまして懇談会に落としていただき、委員の皆さんの意見を集約して、今後のこの条例の取り計らいをしていただきたいと、このようによろしくをお願いいたします。

委員長

ほかに質問がないようですので、暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:42

委員会を再開いたします。

議案第78号については、一旦保留いたしまして、次の審査に移ります。

「議案第79号 財産の取得（飯塚市文化会館大ホール諸幕）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第79号 財産の取得」について補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。飯塚市文化会館の大ホール諸幕を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

取得する財産につきましては、文化会館大ホールの諸幕一式で、取得価格は2572万5千円でございます。今回の諸幕につきましては、平成4年に文化会館が開設して以来20年が経過し、老朽化が著しいため取り替えるものでございます。

契約の相手方は有限会社ウインドリー福岡でございます。諸幕一式の内容につきましては、議案書の10ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終了したので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねします。これはコスモスコモンの緞帳は入らないんですか。

生涯学習課長

緞帳は入りません。

松本委員

緞帳をもしされるときには、今はコスモスの花になってますよね。市の花ということで、昔はコスモスだったんですよね。それでコスモスの花になってるんですが、今回は入らないということなんですが、私も金額的にあれが入れば、えらい安い交渉をされたのかなというふうに思いよりましたけれども、やっぱり緞帳なんかをするときにはね、前もってこういうことをしたいと、こういう柄であるとかね、やっぱり委員には提案をしていただきたいというのを、今回は入ってないということですが、申し上げておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第79号 財産の取得（飯塚市文化会館大ホール諸幕）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第80号 財産の取得の議決事項の変更（鹿毛馬神籠石）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

文化財保護課長

「議案第80号 財産の取得の議決事項の変更」について補足説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。国指定史跡鹿毛馬神籠石保存整備及び公園化事業用地の取得について、変更事項として契約の相手方を原契約の安藤明義から安藤純一に変更するものです。

提案理由といたしましては、平成22年11月30日提出の議案第127号は原案どおり可決されましたが、契約の相手方の一人である安藤明義氏が亡くなったことにより、その相続人である安藤純一氏と売買契約を締結することに変更するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

取得財産の詳細については、12ページの議決事項変更議案資料及び13ページの鹿毛馬神籠石取得予定地位置図をお願いいたします。所在地、地目、取得面積、取得価格などについては、平成22年11月30日提出の議案第127号で可決された内容と同じで変更はありませんが、契約の相手方について変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終了したので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第80号 財産の取得の議決事項の変更(鹿毛馬神籠石)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第82号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第82号 指定管理者の指定」について補足説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。施設の名称につきましては、飯塚市立図書館、同筑穂館及び同庄内館でございます。

次に選定の経緯等についてご説明いたします。飯塚市立図書館3館の指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月28日、8月2日、8月7日の3回開催され、選定の結果、現在の指定管理者であります株式会社 図書館流通センターが候補者に選ばれており、8月10日に委員長より市長に答申がなされました。

指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間といたします。選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。

また、応募団体の評価点につきましては、17ページに記載しておりますが、今回候補とならなかった団体の名称につきましては、名称を公表することにより評価点等がわかることから今後の営業活動に支障をきたすことも考えられますので、名前につきましては記載しておりません。なお、選定の結果につきましては、同じような内容で市のホームページで公表するとともに市報でも公表するように考えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第82号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「内住産業廃棄物処理施設の調査状況について」の報告を求めます。

環境整備課長

内住の産業廃棄物問題につきましては、前回の委員会におきまして、県におきまして調査専門委員会が設置されたことまで報告いたしておりましたが、その後の進捗状況についてご報告させていただきます。

先の明石議員の一般質問の中でも若干答弁させていただきましたが、7月27日の県の第1回専門委員会におきまして、15カ所においてボーリング調査を実施することが決定されましたが、9月5日、現地を専門委員会委員及び地元原告団が共に立会し、最終的には6カ所が追加され、計21カ所のボーリング調査を行うこととし、9月10日から順次開始されております。

また、新聞、テレビ等でも報道されましたが、9月14日に小川県知事が現地を視察された際に市長も出向きまして、知事に対して早期解決の要望をいたしております。市としましては、その都度、現地におもむき調査の立会を行い、状況の把握に努めているところでございます。

今後の県のスケジュールとしましては、11月下旬までに水質調査が、12月下旬までに違法埋立の調査が終了する予定となっておりますので、引き続き調査状況を把握しながら、地域の皆さまと連携して問題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「東日本大震災及び北部九州豪雨における災害廃棄物の広域処理について」の報告を求めます

環境施設課長

東日本大震災における災害廃棄物の受け入れ等の検討におきましては、本年3月22日の飯塚市議会において、東日本大震災で発生した「がれき」の広域処理の受け入れ等に関する決議案の可決以降、さまざまな対応及び検討をしてまいりました。

これまでの対応につきまして、別紙資料のとおり時系列で列記いたしておりますが、主な対応につきましては、3月21日に公害防止対策委員会でがれき受け入れ等の可否を検討することについては了承をいただき、4月4日に幸袋地区自治会長会3役に飯塚市の災害廃棄物の受け入れ等の検討状況を説明いたしました。

4月5日に災害廃棄物の受け入れに係る検討状況の照会が行われ「受け入れが可能であるかどうかについて検討中」と県に報告し、4月5日から7月27日までの間で、県及び九州地方環境事務所と災害廃棄物の受け入れ等の検討における課題・問題点及び県内他市町村、被災地等の状況等についての打ち合わせを計6回行いました。

4月13日から5月31日までの間で、災害廃棄物の受け入れ等の検討を先行して進められていた北九州市における「災害廃棄物の受け入れに関する検討会」の傍聴及び北九州市の検討状況、他市との連携等についての打ち合わせを計4回行いました。

3月16日から7月18日までの間で、災害廃棄物の受け入れについて反対の「原発しっちゃん会」「玄海原発プルサーマル裁判を支える会飯塚の会」等の市民団体の対応につきまして、放射性物質の拡散による健康被害や農産物への影響等について危惧をされ、受け入れ反対の要望書提出及び意見交換、放射能に関する講習会等への参加を計9回行い、また、それに関連し3月9日から7月18日までの間において、クリーンセンターに寄せられた災害廃棄物の受け入れ等の検討に関する市民等からの意見は243件で、そのうち反対意見232件、賛成意見5件、問い合わせ等6件でありました。

6月4日、5日と7月23日、24日の2回、災害廃棄物の受け入れ等を検討する上で、被災地の状況を確認する必要があることから、宮城県石巻市と亘理町の視察を行いました。

このような調査検討を行う中で、6月29日に細野環境大臣名により、災害廃棄物の広域処理の調整状況について、各県、政令市に通知があり、7月9日に福岡県による説明会が開催され、その中で九州地方環境事務所から「今後は宮城県内の仮設焼却炉の処理能力を考慮し、あ

る程度まとまった量、万トンオーダーの処理が可能な施設での受け入れを対象に調整を行うこととする。」との説明があり、その内容確認のため、7月12日に福岡県、7月27日に九州地方環境事務所との打ち合わせを行い、その結果「内容の詳細は8月に策定される予定の全体計画で判明する。」とのことであります。

それ以後、環境省において災害廃棄物処理の全体像を取りまとめた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」が策定され、その中で「岩手県においては、受け入れ実施中・調整中の自治体で目処が付き、新たな受け入れ先の調整は行わないとされ、また、宮城県においては、新たな受け入れ先の調整は行わず、調整中の広域処理の実現に全力を挙げるとともに、受け入れ実績のある自治体との調整を行うこととする。」との内容で今後の方針が明らかになりました。

このことから、8月17日に福岡県より飯塚市長あてに、「可燃物・木くずについては、今後、本県の自治体を新たな受け入れ先として調整が行われる可能性はなくなった。」との通知がありましたので、本市におけるがれき受け入れ等の検討は終了することを決定し、同日において急遽記者会見を開き、本市におけるがれき受け入れ等の検討を終了する旨の発表をいたしました。その間、いろいろご心配をいただき、また被災地視察等でご協力いただきました事を深くお礼申し上げます。

次に、北部九州豪雨による災害廃棄物広域処理につきましては、九州北部地域における平成24年7月13日からの集中豪雨により、福岡県内では筑後地域の市町村を中心に膨大な量の災害廃棄物が発生したことから、福岡県より7月19日に、県内市町村等に広域的な協力の要請がありました。市の対応としましては、7月27日に「受け入れる方向で検討中」で回答を行い、同日に職員2名が、八女市の災害廃棄物の仮置き場4カ所の視察を行いました。

7月30日の幸袋地区自治会長会において、八女市の災害廃棄物の受け入れについて説明を行い、8月8日の公害防止対策委員会において、同様の説明を行い了承を得たことから、8月9日に可燃ごみ、1日当たり最大10トンの受け入れが可能であると県に報告をいたしました。

県に対し広域的な協力要請があったのは、八女市、柳川市、みやま市の3市であり、このうち柳川市、みやま市においては、各々3,000立方メートルの全量を福岡市が受け入れることから、8月13日に県内の中でも甚大な被害を受けられた八女市に「飯塚市として何か協力できることについて」申し出をいたしました。八女市の返答は、「飯塚市からの大変ありがたい申し出であります。福岡市、北九州市で受け入れをしていただくことになっており、受け入れ可能量としては福岡市1日当たり450トン、北九州市1日当たり110トン、計560トンであるため、両市において年内で十分処理可能と考えております。」との返答でありました。このような状況でありましたので、本市への受け入れ要請はないものと考え、受け入れについては見送ることにいたしました。

市長としての想いは、飯塚市においても過去に甚大な浸水被害を経験したことから、東日本大震災による被災地の方々の復興・復旧を願う姿を見て、できるだけ早く協力をしたいという想いでありました。また、同様に北部九州豪雨による被災地についても早期復旧に協力したいとの想いでありました。しかしながら、被災地の状況は刻々と変化しており、今回は残念ながら飯塚市での受け入れは実現できませんでしたが、最近の自然環境を見ると、災害はいつでもどこでも起こりえると考えられますので、今後は早く支援に結びつくよう体制を早急に整えたいと考えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故について」の報告を求めます。

環境施設課長

「公用車による交通事故について」ご報告いたします。

お手元に資料を提出しております。この度、環境施設課職員が起こしました事故において、市に損害を与えましたことについて深くお詫びいたします。

本件事故は去る7月17日、火曜日、午前10時5分頃、クリーンセンター職員が飯塚市楽市地内、ローソン飯塚市楽市店駐車場において、7月14日未明の大雨による水害で発生した災害ごみ収集業務を行った後に、トイレ借用のため車両を駐車し運転席ドアを開けた際に、ドアが風にあおられ公用車の右側に駐車していた相手方車両にドアを接触させ、損傷させたものです。損害状況は、公用車への車両損傷はありませんが、相手方車両の助手席側フロントフエンダー等を損傷し、人身傷害は相方ともありません。

この事故の原因は、強風にあおられたことでもあります。職員が周囲の安全状況を十分に確認せずに発生したものであります。

事故によります過失割合は市が100%で成立、解決をし、損害賠償額は10万2182円であります。

職員の交通事故防止については日々、朝礼等において安全運転に務めるよう指導しておりますが、今後とも引き続き当該職員はもとより他の職員にも機会あるごとに交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします5件の工事は、小中学校の給食調理室建設工事2件及び小中学校の給食調理室建設専門工事3件でございます。

小中学校の給食調理室建設工事2件の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、建築一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、入札公告を行い、入札を執行いたしました。

また、小中学校の給食調理室建設専門工事3件の入札執行状況につきましては、同じく市内業者名簿に登録されています電気及び給排水の工事業者を指名することで入札を執行いたしました。

各工事の結果でございますが、資料1ページをお願いします。飯塚東小学校給食調理室建設工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億4536万3050円、落札率100%で鈴木建設が落札しております。

次に、資料2ページをお願いします。飯塚第一中学校給食調理室建設工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億4474万3550円、落札率100%で協同建設が落札しております。

以上2件の建築一式工事等級による入札につきましては、それぞれ参加全者が同額応札であったため、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料3ページをお願いします。飯塚東小学校給食調理室建設(電気設備)工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5049万4500円、落

札率94.74%で飯塚電設が落札しております。

次に、資料4ページをお願いします。飯塚東小学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7323万7500円、落札率93.99%で池田設備が落札しております。

次に、資料5ページをお願いします。飯塚第一中学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7103万2500円、落札率92.99%で中村設備工業所が落札しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

この報告書、私も長く議会の中で受けてますけど、この最初の1ページと2ページの落札率100%というのは正常な状態なんですか、どうなんですか。

契約課長

いま委員が言われますように、今回の場合は入札談合等の情報もなく、最低制限以上、予定価格以下でありしたら無効とは言えないような応札状況だと思っております。

岡部委員

通常は歩掛りとか歩引きとかいうような形の中で、諸経費の部分を外してとかいうふうな形に今までなってきたような気がするんですよ。ここに出てくる数字というのは、要するに公表価格の満額というふうな形で、そういったものは含まれてないと、含まれてないと言うか、その歩引きとか何とかがっていうものは関係ない数字で出てきているわけですか。

契約課長

予定価格、最低制限価格を事前に公表しております。その公表している上限の予定価格で入札を執行した。それも全者が執行したというものでございます。

岡部委員

だから予定価格を公表して、予定価格の満額で入れられているということで、これは談合にも値しないと、あっていないというふうな判断をされるということは、今後予定価格を公表した物件についてこういうふうな結果が出てきても、業者に対しての指導とかペナルティーは一切かからないということですか。

契約課長

先ほど総務委員会でも追加の付託ということになりました。今回、平成20年7月より条件付き一般競争入札を実施しておりますが、これも今まで例のない、異例の入札だと考えております。しかしながら、今回、先ほども申しましたように、最低制限以上、最低予定価格以下での入札でございましたので、このまま落札を決定して入札したものでございます。今回、例のないような入札が起きましたので、今後、総務委員会の中で審議をさせていただいて取り組んでいきたいと考えております。

岡部委員

私もよくわからんのですけどね、100%ということになると、もうはっきり言ったら、価格は公表しとるわけだからもうはじめから入札なんてやらなくて、受付順でじゃんけんさせたほうが早いと、簡単には同じ結果が出てくるわけですよ。私自身は少なくとも入札制度というものを適用している以上、こういうふうな形になるというのはどこが問題があるんじゃないかなというふうには実は考えておるわけですよ。例えば業者の組み合わせとか、あるいはその中身とか、そういった部分については執行部としてはどういうふうを考えてあるのか。これでもう当たり前というふうには考えてあるんですか。

契約課長

いま委員が言われますように、100%でということですが、当たり前だとは思ってはおりません。実際7月31日の入札以後、土木一式工事、それから建築工事におきましては、これまでと同じように最低制限価格での落札結果となっているのが現状でございます。

岡部委員

当たり前じゃないという形だけど、結果的には業者がこれでいこうと。談合はないということですけど、もうせっかく公表価格を出してあるんだから、数字がわかっているから、これいっぱい皆さんでくじ引きしましょうやと、じゃんけんしましょうやというような形になっても、それを制限すると言うか、止める手立てはないということですかね、今後も。

契約課長

先ほど申しますように、総務委員会のほうでも付託されておりますので、今から更に検討させていただきたいと考えております。いろいろその中で、業者数の問題とかもあろうかと思いますが、総務委員会の中できちっとお話を進めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

岡部委員

1番最初に聞いたときに、あなたの答弁の中では適正という言葉は使わなかったけど、間違いはないというような形で入札は行われたというふうに答弁されたわけですよ。ということは、今後この問題について改善したり、何とかというふうなことも必要ないんじゃないのかなと、私は逆に思うわけ。その1番最初のやり方で、これがノーマルだということであるならば。だから私は聞くときに、これはおかしいんじゃないかというふうな話を1番最初に持っていったんですけど、私はこんな状況でやられるとするならば、今後、違う形の談合と言いますか、もう公表価格を出しているわけですから、何も84.99%でくじ引きせんでも、100%でくじ引きすればいいじゃないか、それに対して市のほうからペナルティーを受けるわけでもなければ何にもないという形になって、早くこういった状況を改善しないと僕はとんでもない形になるんじゃないかなというふうな気がするんですよ。ただ私が心配してるのは、地元やはり仕事を落としていただきたいたいというふうな形をやってるけど、こんな結果が出てくると最終的には外にも広げていかないかとか、そういった問題まで出てくるんじゃないかというふうな心配もしてますので、できるだけ早い状況の中で、やはりきちんとした答えを出していただきたいというふうに言っておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

鯉川委員

入札のあり方については総務委員会のほうで特別付託を受けたということで何も聞きませんが、素朴な疑問として1点どうしてもわからないのが、普通、予定価格があって落札率というのは歩引きがあって、大体97.何%とかそういったところがマックスでの落札額と、私は今まで思ってたんですよ。100%というのはあり得ない数字だと思ってたんですが、そこら辺がちょっとわからないんですよ。ちょっと教えていただけますか。

契約課長

基本的に落札率というのは、予定価格に対する落札額、その率でございます。

鯉川委員

歩引きというのはしなくていいんですか。

契約課長

基本的に予定価格を設定しますときに歩引きという形をしておらず、材料、そういうふうな諸経費等を考えまして、一定のルールで予定価格を算出させていただいております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 12 : 24

再 開 13 : 43

委員会を再開いたします。

先ほど保留しておりました議案第78号を議題といたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第78号 飯塚市に空き家等の適正管理に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。